

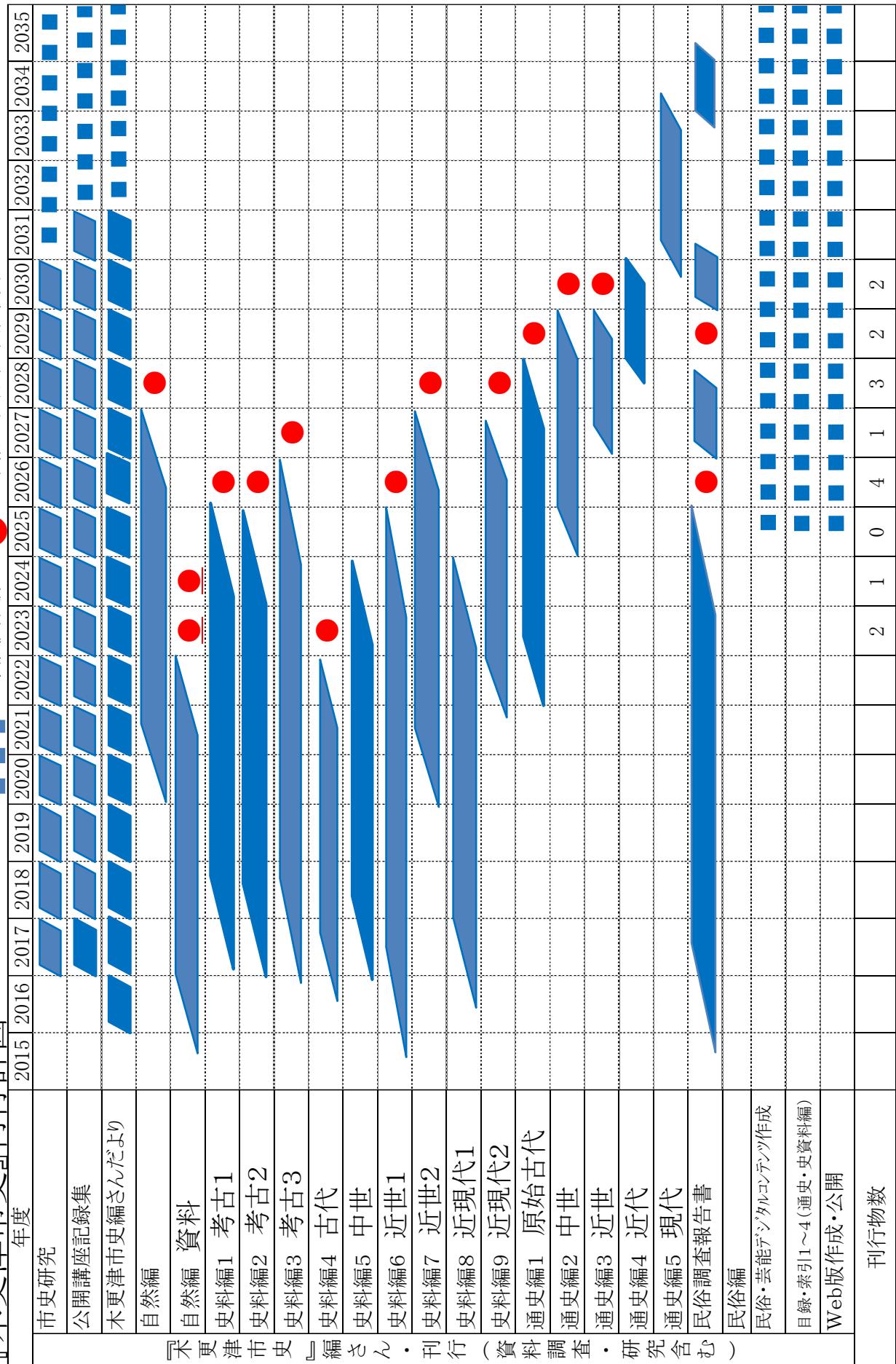
令和7年度

第1回木更津市史編集委員会

日 時 令和7年7月23日（水）午後2時15分から
場 所 木更津市役所駅前庁舎8階 防災室・会議室

1. 開会
2. 教育長あいさつ
3. 職員紹介
4. 委員長、副委員長の選出について
5. 委員長あいさつ
6. 協議事項
 - 議題1 刊行計画の変更について
 - 議題2 令和7年度木更津市史編さん部会活動計画について
7. 報告事項
 - 報告 「木更津市史 自然編 資料」の刊行について
 - 「木更津市史」の原稿として提出される著作物の利用に
関する覚書」の取り交わしについて
 - 「木更津市史執筆要項」の改訂について
8. 閉会

『木更津市史』刊行計畫



令和7年度木更津市史編さん部会活動計画

部会名	考古部会	部会長名	加藤修司
令和7年度活動計画	<p>考古1（古墳時代）、考古2（奈良・平安時代・中世）のデジタル編集を完了し、2026（令和8）年度刊行を目指す。</p> <p>① 考古1・2共に10～11月をめどにInDesignによるデジタル編集を完了し、各担当者及び事務局にプリント原稿を提出し、校正を実施する。</p> <p>② 事務局と挿図・写真の掲載許可等の事務処理について協議する。</p> <p>③ 考古3（旧石器・縄文・弥生時代）の担当者に部会長あて原稿提出を依頼する。</p>		
現在までの実施内容・進捗状況	<p>① 考古1の一部の原稿が遅れており、担当と協議中。</p> <p>② 考古1・2のカラー化作業は90%程完了している。</p> <p>③ 考古2の奈良・平安時代分についてはデジタル編集が完了しており、担当（佐久間）にてプリント原稿を校正中。</p> <p>④ 考古2の中世（担当：小高）については原稿・挿図等のデータは部会長まで提出済。</p>		
これまでの取組での課題点・懸案事項	<p>① 印刷費用はフルデジタル編集（InDesignによるPDF提出）であるため通常よりも安価で委託できるはずであるが、総ページ数が確定次第、分冊方法や予算等について事務局と早めに協議したい。</p> <p>② 「潮見資料室」「金のすず」収蔵資料の再撮影等について、期間雇用職員の協力を引き続きお願いしたい。</p>		
今後の調査予定・刊行見込み	<p>① 人骨鑑定は市史研究にて公表されているデータのみ掲載予定</p> <p>② 石造物は未調査分があり、掲載内容について担当委員と協議を行う。</p> <p>③ 考古1（古墳時代）考古2（奈良・平安時代・中世）ともに2026（令和8）年度刊行見込み</p>		

部会名	古 代 部 会	部会長名	吉 井 哲
令和7年度活動計画		<p>史料編4 古代の刊行をふまえて、通史編執筆に向けての準備を進める。</p> <p>具体的には、現在の房総古代史研究の動向を的確に調査・分析をし、現地踏査も取り入れて、その成果や課題をもとに、目次案の検討・作成を進める。</p> <p>目次案の作成にあたっては、特に考古部会との連携を密にし、調整を図っていく。</p> <p>さらに、通史編の執筆者を募り、個人の研究に則して、執筆項目の依頼交渉を進める。</p> <p>今後、適当な時期に部会で目次案について協議・調整を行う。</p> <p>必要に応じて、木更津市域とその周辺の関連遺跡等の踏査を実施する。</p>	
現在までの実施内容・進捗状況		<p>各部会員が、房総古代史に関する文献の収集・分析を行い、通史編に向けての成果と課題の抽出を実施している。</p> <p>目次案（執筆分担）について、検討を進めている。</p>	
これまでの取組での課題点・懸案事項		<p>通史編の執筆には政治・経済・文化・民俗等多分野に涉っており、現状の部会員だけでは全てをカバーすることができず、鋭意執筆者を募っているが、兼業の問題が大きな障害となり、依頼が困難な状況にある。事務局との連携をとりながら解決方法を模索していきたい。</p>	
今後の調査予定・刊行見込み		<p>木更津市域とその周辺の関連遺跡等の踏査を数回実施する。</p>	

部会名	中世史部会	部会長名	滝川恒昭
令和7年度活動計画		<p>一昨年度から昨年度にかけて、実際に活動できる委員が新たに3名加わったことで、本年度からは、史料集刊行に向けて具体的な活動を実施する体制はできている。まず新委員を含めて、分担の再確認とこれまでの進捗状況の確認、新たな刊行計画を定めるための部会（含むzoom）を早急に開く必要がある。またさらに定期的な部会を開催することも計画している。</p> <p>次に本年度には、市内真如寺および富津市三柱神社、鋸南町妙本寺の調査（写真撮影）、富津市・君津市・市原市・袖ヶ浦市等の近隣市町村における最終的な確認調査が必要になる。また市原市の飯岡八幡宮の大般若経調査も課題である。</p> <p>またすでに活字化されている史料についても、写真および原本で校訂作業を行ったのちにデータ化する作業が必要である。そのために、史料の写真入手が早急の課題であり、収録予定史料の目録化をすすめるとともに、それぞれの写真有無を確認し、写真が無いものについては、重点的に収集作業をすすめる必要がある。</p>	
現在までの実施内容・進捗状況		<p>昨年度末に岡田・江澤委員が参加した延命寺旧蔵仏像調査、および先日岡田委員が参加した真如寺仏像調査における古文書の確認などを受けて、特に中世後期の戦国期の史料の最終確認調査が徐庶に進んでいるが、その他については各自の分担領域を責任をもってすすめている状況である。</p>	
これまでの取組での課題点・懸案事項		<p>現時点、史料集収録予定の史料について、写真がどこまであるか確認ができていない。至急収録予定史料目録を作成する必要がある。</p> <p>部会員の調整ができず、なかなか全体会議が開けない。</p>	
今後の調査予定・刊行見込み		<p>岡田委員の報告により、真如寺の古文書調査が必要と思われる。また三柱神社の調査も喫緊の課題である。刊行時期については、事務局と至急協議したい。</p>	

部会名	近世部会	部会長名	小関 悠一郎
令和7年度活動計画		<p>○史料調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 重田家文書の整理：目録の未完部分について作成作業を完了させ、編集に必要な史料の撮影を実施する。令和7年度の史料調査に関する活動のうち、最も重点的に取り組む作業とする。 重田家文書以外については、市史の執筆担当箇所ごとに個々の委員の判断で必要な史料調査を実施する。 <p>○部会打合せ</p> <ul style="list-style-type: none"> 史料編執筆・編集の進捗状況報告を主とする回、および重田家文書の内容に関する回を含む部会打合せを開催する。 上記の他、隨時史料調査や編集に関する連絡を密にし、必要に応じて隨時打合せを開催する。 <p>○史料翻刻</p> <ul style="list-style-type: none"> 予算額に応じて、翻刻作業者に翻刻を依頼する史料の精選作業を実施する。 市史の執筆担当箇所ごとに個々の委員による翻刻作業を継続的に行う。 	
現在までの実施内容・進捗状況		<p>○史料調査</p> <p>令和6年度、近世部会では下記の通り史料調査を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 八剝八幡神社：訪問調査を実施、近世史料を撮影した。 鈴木真家：訪問調査を実施し、墓碑等の撮影、碑文解読を行った。『ふるさと富来田の古文書』所収史料の所在については、確認中である。 富津市織本家：文書館収蔵県史収集資料（紙焼き）について全点史料撮影を行った。 重田家：市史編さん資料室に史料を搬出した上で、目録作成を行った。目録には未完部分が残っている。また、編集作業に必要な史料の撮影には至っていない。本史料群は、市史編さんの上で最重要の史料であるため、早急に作業を進める必要がある。 以上の他、千葉県文書館等において、個々の委員が調査を行った。また、下烏田の諏訪氏より資料提供をうけた。 <p>○部会打合せ</p> <ul style="list-style-type: none"> オンラインにて、3回の打合せを実施した。 打合せにあたって、翻刻・掲載史料の選定を行った。 協議により、章立て・執筆分担を確定させた。 	

	<p>○史料翻刻</p> <ul style="list-style-type: none"> 各担当者が、史料編の紙面サンプルを作成し、紙面の検討を行った。 次年度、翻刻作業者に依頼する史料の選定を行った。
これまでの取組での課題点・懸案事項	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度に日の目を見た重田家文書について、目録が作成途上で、史料撮影作業を実施するに至っていない。同文書は、市史編さんの上で最重要とも言える史料であることから、調査研究に可能な限り時間をかけて、調査の成果を市史に十分に反映させることが強く望まれる。 デジタルコンテンツの作成について、部会としては可能な範囲で積極的に活用していきたいと考えているが、作成方針がまだ明確ではないため、十分に対応できるか懸念もある。 刊行までの行程を円滑に進めるとともに、潜在的なものも含めて市民の期待・需要に応えうる市史を作成していきたい。事務的な部分について文化課と一段の連携の下に取り組んできたい。
今後の調査予定・刊行見込み	<ul style="list-style-type: none"> 重田家文書について、「課題点・懸案事項」で述べた通り、市史編さんの最重要史料として、できる限り調査研究を進めた上で、史料編にその成果を盛り込みたいと考えている。については、<u>史料編近世1の刊行年度について、これまで予定していた2026年度から変更して、2027年度刊行</u>したい。 上記に関して、<u>史料編近世2、および通史編の刊行予定について</u>は変更しないものとする。 上記変更をご承認いただける場合、史料編近世1の校正作業と史料編近世2の執筆作業の時期が重なるなど、編集上の課題が生じることも想定されるが、史料編1・2の執筆担当者が重ならないようにするなど、部会として、<u>編集作業に支障が生じないよう、十分な措置を講ずる</u>所存である。

部会名	近現代部会	部会長名	池田 順
令和7年度活動計画	<p>今年度が『近現代史料編台巻』の刊行年度になる。1冊250ページで3分冊を予定しており、業者との打ち合わせも始まる。今年度は県文書館の新聞記事資料収集も昭和の半ばまで進んだこともあり、刊行に集中する予定である。</p>		
現在までの実施内容・進捗状況	<p>今年度の刊行を目指して、各部員それぞれの担当節の史料選定・筆耕・校正の最終段階となった。各自治体の資料編の掲載資料と重ならないよう注意を払いながらできるだけ多くの史料を載せたい。</p> <p>文化課担当者の奮闘で新宿重田家の史料調査が行われ、近現代の史料も多く残されていた。刊行を控えているため、目録は後回しにして、掲載候補となりうる資料があるか検索した。</p>		
これまでの取組での課題点・懸案事項	<p>現担当者のおかげで業者との話し合いができる環境が整ったことに感謝している。ただ、筆耕要項の細かな点や全体の統一感を構築する担当者がいないことで、校正回数が多くなる可能性がある。できれば文化課で対応していただければ有難い。また、特に旧請西藩主林家史料において掲載許可が下りるかどうか心配な点がある。第1篇第1章第1節なので、校正に出す前に許可をもらいたい。</p>		
今後の調査予定・刊行見込み	<p>第1巻最終校正後、できればすぐに重田家の史料調査・目録作成と、県文書館の史料撮影および第2巻刊行に向けて動き出す。</p>		

部会名	民俗部会	部会長名	玉井 ゆかり
令和7年度活動計画	令和7年度は調査地域を海浜部から内陸部にも広げて、現地踏査及び聞き取り調査を継続する。また、民俗に関連する資・史料についても調査を継続する。これらをふまえて年度末に調査の集積状況をまとめ、民俗報告書の刊行に向けて概要を検討する。		
現在までの実施内容・進捗状況	令和2年の年初から町場（中央、新宿）の聞き取り調査を始めたが、コロナ禍によって対面での聞き取り調査を中断せざるを得なくなった。令和6年から現地踏査・聞き取り調査を再開している。令和6年度は変化が著しい海浜部（金田地区）から調査を進め、岩根地区、中郷地区、木更津地区にも部分的に調査の展開を図っている。		
これまでの取組での課題点・懸案事項	編さん委員の辞任が令和4年度から毎年度にわたって続いたため、新委員の確保に努めている。令和7年度に新たに3名が就任したので調査項目の担当を練り直した。調査への協力に関しては公民館長、地区の区長に宛てて依頼を行ってきており、地区の総会に参加するなど、民俗調査についての理解を得られるような努力は続けてきた。今後も血の通った調査が出来るように、地域の理解と協力を得るために連絡を密にすることが重要であり、そのために事務局との連携が必要不可欠であると考える。刊行に向けて調査の積み重ねが必要であり、現在進行形で実施しているところであるが、項目によってはまだ蓄積が進んでいないものもあるのが課題といえる。		
今後の調査予定・刊行見込み	調査が進んでいない地区を中心に毎月2か所程度調査を継続するとともに文書調査を進める。今まで調査に入った地区についても必要な場合は補足調査や継続調査を行う。また、今後、進捗状況を見据えながら、刊行に向けて全体的なバランスを調整していきたいと考える。		

部会名	自然部会	部会長名	山田 真
令和7年度活動計画	<p>「自然編 資料」の正誤表の作成</p> <p>「自然編 総論」の原稿の下書き執筆の完了</p> <p>担当者によっては補足の現地調査を予定している。</p> <p>「自然編 総論」の目次案の作成・完了</p>		
現在までの実施内容・進捗状況	<p>環境、地学、植物、動物の各委員が数本の下書きを執筆完了している。</p> <p>地学分野については概ね 80% 完了している。</p> <p>植物分野については概ね 70% 完了している。</p> <p>この分野は千葉県立中央博物館に査読を依頼しており、約 50% 完了している。</p>		
これまでの取組での課題点・懸案事項	<p>写真資料が不足している（植物、鳥類など）</p> <p>本づくりに経験の豊かな方に総論編さん作業のアドバイスを受けたい。</p>		
今後の調査予定・刊行見込み	2027年（令和9）3月末発刊（自然部会希望）に向けて努力している。		

部会名	デジタル作業部会	部会長名	不在
令和7年度活動計画	各部会の意見を取りまとめ、木更津市史におけるデジタルコンテンツ展開の方向性を検討する。また、現在の木更津市史デジタルアーカイブの問題点を洗い出し、対応について協議する。		
現在までの実施内容・進捗状況	デジタル作業部会設立の経緯としては『木更津市史編集基本計画及び基本方針』で部会設立が定められており、平成5年度第3回木更津市史編集委員会での各部会からの聞き取りで、すべての部会がデジタルコンテンツの作成を希望したためデジタル作業部会の設立が必要となった。令和6年度第2回編集委員会で各部会からデジタル作業部会委員を選出することについて編集委員会の採決を得、各部会から選ばれたデジタル作業部会委員により令和7年2月に第1回の部会会議を開催した。		
これまでの取組での課題点・懸案事項	デジタルコンテンツ部会の取り組み内容の詳細が決定していないことが課題である。また、市史とデジタルコンテンツ双方に詳しい部会委員の加入が懸案である。		
今後の調査予定・刊行見込み	7月、11月、3月に部会会議を開催し、コンテンツ内容等について検討し、デジタルアーカイブへの新たなデジタルコンテンツ搭載に向けて準備を進めていきたい。		

「木更津市史」の原稿として提出される著作物の利用に関する覚書

木更津市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、甲が作成する「木更津市史」の原稿として乙が甲に提出する論文、図版、写真その他の乙の著作物（以下「本件著作物」という。）を甲が利用することに関し、次のとおり覚書を締結する。

（「木更津市史」の内容）

第1条 甲が作成する「木更津市史」は、木更津市史編集基本構想及び基本方針（平成27年3月策定）に基づく刊行物及びその他デジタルコンテンツ等を活用したものをいう。

（本件著作物の著作権）

第2条 乙は、本件著作物の著作権及び著作者人格権を有する。

（「木更津市史」の編集著作権）

第3条 甲は、本件著作物及び乙以外の者から「木更津市史」の原稿として甲に提出された論文、図版、写真その他の著作物を選択し、又は配列して「木更津市史」を作成することができる。

2 前項の規定により作成された「木更津市史」（デジタルコンテンツ等含む）が著作権法（昭和45年法律第48号）第12条第1項に規定する編集著作物となったときは、当該著作物の著作権は甲に帰属する。

3 前項の規定は同項の編集著作物の部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

（改变等）

第4条 甲は、「木更津市史」を作成するに当たり、本件著作物について、別に定める木更津市史編集基本構想及び基本方針、木更津市史執筆要項、木更津市史研究執筆要項、木更津市史編さん事業公開講座記録集編集要項に規定する範囲において変更、切除その他の改变（以下「改变等」という。）をすることができる。

（複製）

第5条 甲は、第3条第1項の規定により作成した「木更津市史」を複製することができる。

（頒布）

第6条 甲は、前条の規定により複製した「木更津市史」を頒布により公衆に提供することができる。

（公衆送信等）

第7条 甲は、作成した「木更津市史」について、乙および掲載する史資料の原著作者、所有者、及び管理者の許諾があればインターネット等を通じて公衆に送信することができる。

2 甲は、前項の規定により公衆に送信された「木更津市史」について、乙および掲載する史資料の原著作者、所有者、及び管理者の許諾があれば、テレビジョン受信機等の受信装置を用いて公に伝達することができる。

(翻訳及び翻案)

第8条 甲は、「木更津市史」の広報活動を行うために本件著作物を要約する場合を除き、乙の承諾を得た場合において本件著作物（第4条の規定により改変等をされたものを含む。以下同じ。）について、翻訳し、及び要約することができる。

(本件著作物のうちデジタルコンテンツの複製等)

第9条 乙は木更津市史として作成されたデジタルコンテンツにおいては著作権法に認められた場合を除き、許可なく複製、転載、放送、出版、販売、公衆送信などすることを禁止する。

2 乙は木更津市史として作成されたデジタルコンテンツを著作権法上の範囲を超えて使用する場合は、甲および掲載する史資料の原著作者、所有者、及び管理者の許諾を得なければならない。

(行為の行使の対価)

第10条 甲は、第4条から前条までに規定する甲の行為の行使について、甲と乙が別に定める原稿料を除き、乙に対し、何らの金員を支払わないものとする。

(本件著作物のうちデジタルコンテンツの閲覧料の徴収)

第11条 木更津市史として作成されたデジタルコンテンツの公衆送信を目的に、乙が利用者から料金を徴収することは禁止する。

(本件著作物の転載等)

第12条 乙は、甲が「木更津市史」を公表する前に本件著作物を公表する場合又は第3条に規定する甲の編集著作物となった「木更津市史」の一部を転載する場合は、事前に甲の承諾を得るものとする。

(氏名の表示)

第13条 甲は、本件著作物の著作権者として乙の実名または変名を表示する。ただし、「木更津市史」の広報活動を行うために本件著作物の一部を使用する場合には、乙の氏名

の表示を省略することができる。

2 甲は、デジタルコンテンツについては掲載する史資料の原著作者、所有者、及び管理者の名称は木更津市及びその他の公共機関のほか、個人や民間団体等のうち許諾を得たものに限り表示する。

(権利義務の移転・譲渡の禁止)

第14条 甲及び乙は市史編さんから生じる権利及び義務を、相手方の書面による承諾がない限り第三者に移転し、もしくは譲渡してはならない。

(協議)

第15条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書の内容に疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、覚書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 千葉県木更津市富士見一丁目2番1号

木更津市

代表者 市長 渡辺 芳邦

乙

木更津市史執筆要項

平成29年2月1日

令和7年7月改定

(趣旨)

- 1 木更津市史の執筆について基本的な事項を定め、木更津市域を中心とした地域の歴史、民俗、自然等に関する調査・研究成果を掲載する。

(内容)

- 2 「木更津市史」の内容は、木更津市史編集基本構想及び基本方針（平成27年3月策定。以下「基本構想及び基本方針」という。）第4項第1号及び同項第2号に規定する「通史編」、「史料編」、「民俗編」、「自然編」、その他の刊行物及びデジタルコンテンツ等を活用したもの（以下「「木更津市史」等」という。）とする。

(執筆)

- 3 執筆は木更津市史編集委員会委員、木更津市史編さん部会の部会長及び部会委員、木更津市史編さん事業事務局（以下「事務局」という。）及び事務局が依頼又は認めた者（以下「執筆者」という。）とする。

(体裁)

- 4 版の大きさはA4判、版面は1頁縦255mm×横160mm（キャプション分含む）とし、文章は次の各号のとおりとする。

(1) 「通史編」はタテ組の一行32文字23行2段組、「史料編」の古代中世編・近世編・近現代編及び「民俗編」はタテ組の一行32文字23行2段組、「史料編」の考古編及び「自然編」はヨコ組の一行42文字35行とする。

(2) 題名は18ポイント太ゴシック体、節題名は18ポイント太明朝体、本文つり見出しは11ポイント太ゴシック体、本文は11ポイント明朝体とする。

(3) 図版・表の題名（キャプション）は9ポイント太ゴシック体とし、それぞれ図版・表の下に付す。また題名の下の説明文は9ポイント明朝体とする。

(文体)

- 5 原稿は原則として日本語とし、記述は平易な口語体で、「である」調を用いる。

(漢字)

6 原則として「常用漢字表」(昭和56年内閣告示)の使用を基本とするが、学術用語・地名・人名等については、必要に応じて常用漢字以外の漢字を使用してもよい。

(ふりがな)

7 学術用語・地名・人名・年号(明治時代以降の年号は除く)等で特殊な読みをするものには、文中初出のものにルビまたはかっこで、ひらがなのふりがなをつける。

(かな)

8 現代仮名遣い(昭和61年内閣告示)とする。おくりがなは送り仮名の付け方(昭和48年内閣告示)による。

(外来語)

9 外来語の表記(平成3年内閣告示)を基本とする。

(計量単位等)

10 一般的な計量単位等(センチメートル、キログラム等)はカタカナで示し、ヨコ書きの場合は記号で示す。ただし、尺貫法の場合は漢字を用いる。

(数字)

11 タテ書きは漢数字を用いた「一〇方式」とし、ヨコ書きの場合はアラビア数字を用いるものとし、4桁までは漢数字またはアラビア数字のみで表し、5桁以上は万・億・兆などの単位を入れる。

(年号・月日)

12 原則として和暦で表記し、後に括弧書きで西暦を表記する。ただし、同頁内に同じ元号の表記がある場合は初出のみ西暦を表記する。

(引用・参考文献)

13 他の文献より文中に引用するときは1、2行程度の短い場合は文字のわきに傍点をして表記し、引用部分がそれ以上になる場合は、改行して行頭2文字下がりで引用する(傍点は不要)。

引用・参考文献は原則、雑誌や書籍中の論文名は「」、著書・雑誌名は『』中に記載し、著者(編者)・文献・発行者(出版社)、発行年の順で巻末にまとめて表記する。

(図版等掲載許諾)

14 執筆者は図版等掲載(転載を含む)に係り許諾が必要なときは所有者情報・図版等の表題・撮影年代・出典・本文中の挿入箇所を事務局へ報告し、事務局が許諾を得るものと

する。

(修正)

15 編集段階で用語・文体の統一を図るための修正等を行う場合がある。

(校正)

16 制作業者に入稿後の校正は原則執筆者が行うが、最終校正は事務局及び木更津市史編集委員会による木更津市史編集委員会会議で行う。

(著作権の取り扱い)

17 木更津市史への掲載を目的に作成した著作物にかかる著作権の取り扱いについて、執筆者と木更津市との間で別に定めるとおり覚書を締結する。

(原稿の提出)

18 原稿は原則ワードプロセッサを使用して作成しデータ入稿、使用ソフトは Microsoft Word および一太郎を推奨する。ただし、それ以外は事前に事務局へ申し出ること。

写真・図版についても原則電子データとし、締切日までにファイルデータを記録したメディアと印字した原稿を提出すること。図版類のうち電子データ化が難しいものについては事前に事務局に申し出ること。また転載資料がある場合は、必要書類をあわせて提出するものとする。

(編集・発行)

19 編集は木更津市教育委員会が行い、木更津市が発行する。

(その他)

20 文章表現については人権及び個人情報に配慮することとし、この執筆要項に定めのない事項については、その都度検討し、統一的対応を図る。

木更津市教育委員会